

福島県パートナーシップ制度と連携して利用できる・しやすくなる行政サービス

市町村名	No.	制度・サービス名	内容	受理証明書等の提示等		問い合わせ先		備考
				必要	不要	担当課	電話番号	
柳津町	1	税務関係証明書の交付	住民票上同一世帯であり、パートナーシップ届出者は、委任状がなくても申請交付手続きをすることができる。	○		総務課 税務係	0241-42-2113	
柳津町	2	町国民健康保険診療所での病状説明	症状の説明(インフォームドコンセント)の際の同席ができる。 ※患者本人が明確な意思を表示できる場合。	○		町民課 保健衛生係	0241-42-2334	
柳津町	3	犯罪被害者等見舞金、犯罪被害者等転居費用助成金	犯罪被害者等支援のため、遺族見舞金及び転居費用助成金について、パートナーシップ届出者も対象に含める。	○		町民課 住民福祉係	0241-42-2118	
柳津町	4	町営住宅同居承認申請	パートナーシップ届出者も親族同等とみなされ、特別な事情が無い限り「同居申請」の提出で同居が可能となる。(ただし、「若者定住促進住宅」については、婚姻予定のもののみ対象の為、適用外。)	○		建設課 建設係	0241-42-2117	
柳津町	5	町立小、中学校児童生徒通学費補助金	町立小、中学校児童、生徒が八坂野地区、細越地区から一般乗合自動車(会津バス)を利用して通学もしくは自家用自動車での送迎などで通学する場合の経費の一部を補助する。	○		教育課 学校教育係	0241-42-2115	